

八幡平市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査(令和3年5月実施分)の結果を、同条第9項の規定により公表する。

令和3年8月6日

八幡平市監査委員 村山 巧
八幡平市監査委員 井上 辰男

記

第1 監査の執行日時、対象及び場所等

期 日	対象課等	時 間	場 所
令和3年 5月19日	花き研究開発センター	10:30～12:00	安代総合支所 打合室
	安代総合支所 田山支所 田山スキー場 防災ダム管理所	13:15～15:15	
	田山診療所	15:30～16:30	
	農業委員会事務局	10:00～10:45	議会議事堂 理事者控室
議会事務局	11:00～11:45		
5月20日	会計課	13:00～13:45	
	西根総合支所 西根地区市民センター	14:15～16:15	西根地区市民センター 娯楽・高齢者休養室
	監査委員事務局	16:30～17:15	監査委員事務局内

第2 監査執行者

監査委員 村山 巧
監査委員 井上 辰男

第3 監査の主眼

財務に関する事務事業の執行及び事業の管理が適切に行われているかを主眼とした。また合規性に加えて、合理性、妥当性の視点からも監査を実施した。

なお、監査の実施にあたっては、八幡平市監査基準及び当年度の監査方針に基づき監査を行った。

第4 監査の方法

令和2年度における財務実務、事業の実施状況及び管理状況について、あらかじめ調書の提出を求めたうえで、所定の調書に基づき各所属長等から説明を聴取するとともに、併せて既に実施した例月現金出納検査の結果等を踏まえて、抽出調査の方法も併用し、関係書類を調査する監査の方法とした。

なお、各課等に事前に提出を求めた調書は次のとおりである。

(各課等)

事務事業の概要及び予算執行状況（歳入・歳出）、業務委託契約（随意契約）の状況、工事契約（随意契約）の状況、負担金・補助及び交付金の交付状況、財産管理の状況（公有財産等の管理状況・未登記状況調書（土地））、職務に関連した現金等及び団体事務局の取り扱い状況（関連別紙【直接収納現金】）、コンプライアンスの取組状況、昨年度の指摘事項等の取組状況、年間スケジュール表

第5 監査の結果

監査の結果、各課等の一部の事務処理について、以下に掲げる事項が認められたので適切な措置を講じられたい。また、監査時に見受けられた軽易な事項については、その都度、担当職員に対して改善検討を要請した。

なお、指摘事項については、改善措置を講じたのち、その内容を速やかに監査委員に報告するものとする。ただし、(1) 共通に係る指摘事項については、報告を要しない。

(1) 共通

① 予算執行に係る関係課長への合議について【指摘事項】

八幡平市予算規則第12条において、契約の締結や補助金を交付する場合等にあつては、同規則の合議事項及び合議区分の定めるところにより、関係課長に「合議をしなければならない」旨、規定されているにもかかわらず、総務課長への合議を行わずに随意契約を締結している業務が、防災ダム管理所において複数件見受けられた。予算の執行に当たっては、安易に前例を踏襲するのではなく、その都度、予算規則等の関係例規を確認して、適時・適切に関係課長への合議を行い、規則等に定める決裁区分に則した決裁を得たうえで、適正に予算を執行すること。

(2) 安代総合支所

① 冬期間における公園付属施設等の点検業務委託について【注意事項】

令和2年度の「長者の里農村公園および付属施設維持管理業務」について、当該業務は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までを委託期間として、公園内施設点検、トイレ清掃及び芝生広場等の環境整備を地元の任意団体に委託するものである。この内、公園内施設点検については、1回あたり60分の点検業務を延べ30回実施することを基本に委託しているが、委託業務完了後に受注者から提出された維持管理表には12月から翌年3月までの4ヵ月間、点検業務を実施したとする記載がない。また、点検業務の実施回数30回について、市の担当者は、積雪期の冬期間においては20日毎に1回、冬期間以外は10日毎に1回として委託しているとの説明であったが、実態としては、既に11

月までに 30 回に達しており、委託期間と実施回数の設定には齟齬があるので、冬期間とそれ以外の期間に分けて、それぞれ実態に合った点検業務を設定するなど、委託の仕方を見直す必要がある。なお、平成 30 年度の定期監査において、「意見又は留意事項」としてこれと同様の指摘を行ったところであるが、再び繰り返された理由について、担当者は、前回指摘を受けた翌年度には、改善を図ったが、人事異動による事務引継の過程で、元の不適切な状態に戻ってしまった、との説明であるが、三度、同様の指摘を受けることのないよう、適正に委託契約事務を執行すること。

② 業務委託契約書類の不備について【注意事項】

令和 2 年度の「安代地区防雪柵組立業務」について、入札会において 1 回目の入札で落札業者が決定されているにもかかわらず、契約締結伺いの回議書類には、契約方法を「随意契約」と記載するなど、実態と合わない内容で書類が作成されているほか、契約書と一体であるべき別記が添付されていない不完全な書類のままで決裁されている。委託した業務は、適正に執行され完了したとのことではあるが、今後においては、担当者はもとより、決裁権者を含めて決裁ラインにおけるチェック機能の強化を図り、適正に委託契約事務を執行すること。

(3) 防災ダム管理所

① 業務委託契約書類の不備について【注意事項】

令和 2 年度の「埋設計器等点検整備業務」、「水位計設備保守点検整備業務」及び「無線装置統合管理システム点検整備業務」について、これら 3 件の委託業務内容は、いずれも「点検整備」であるが、それぞれの施行伺いや契約締結伺いなどの回議書類には、「点検整備」と「修繕業務」が混在して記載されている。今後においては、担当者はもとより、決裁権者を含めて決裁ラインにおけるチェック機能の強化を図り、適正に委託契約事務を執行すること。

(4) 西根総合支所、西根地区市民センター

① 業務委託契約書類の不備について【注意事項】

令和 2 年度の「西根地区市民センターエアコン設置工事（児童遊戯室）」について、契約事務の復命書に添付されている見積開封調書の日付を、正しくは令和 2 年 6 月 17 日と記載すべきところを令和 2 年 7 月 17 日と、また、同じ見積開封調書の予定価格（税抜）を、正しくは 360,000 円と記載すべきところを 396,000 円と間違えて記載しているほか、契約にあたって決定業者に送付した工事指示書の工期の年度についても令和 2 年と記載すべきところを令和元年と記載している。同様に、「西根地区市民センターエアコン設置工事（市民相談室）」についても、見積開封調書に記載の予定価格（税抜）を、正しくは 173,700 円と記載すべきところを 136,000 円と記載しているほか、工事指示書の工期の年度表記などが間違っており、書類の多くに不備が見られる。今後においては、担当者はもとより、決裁権者を含めて決裁ラインにおけるチェック機能の強化を図り、適正に委託契約事務を執行すること。